

日本版スチュワードシップ・コード導入後の 機関投資家の変化について

2016年2月19日

オムロン株式会社

執行役員常務 安藤 聡

1. 変化の内容

<好ましい変化>

- ・ ESGテーマのうち、特にコーポレートガバナンスに関する質疑が増えた。
- ・ 単なるバリュエーションに留まらず、長期的な企業価値評価につながる対話も増えた。
- ・ ただし、機関投資家の対応には依然としてバラツキが大きい。

<好ましくない変化>

- ・ ステewardシップ・コード採択時にごく簡単な説明を受けただけで、対話の場面における具体的なアクションに結びついていないケースが多い。
- ・ 特にガバナンスに関しては、日本の会社法などに関する投資家の知見が、かなり不足している。

2. 参考となったポイント

<資本効率向上、株主還元策、ガバナンス報告書作成等への取組みに対して>

- ・ 当社が拘る「企業理念経営」や「ROIC経営」に対する評価が確認できた。
- ・ 統合報告書による企業価値訴求の有効性が確認できた。

<コーポレートガバナンス・コード対応のガバナンス報告書公表後のミーティングに対して>

- ・ 機関投資家がESGに関する独自の評価基準を作り、銘柄別に深い調査と分析を実施している。

3. 機関投資家への期待

- ・ ショートターミズムを克服し、中長期的に企業の本源的価値を評価しようとする投資家が増えることを期待する。
そのためには、アセットオーナーが積極的に機関投資家を啓発することが極めて重要であると考える。
- ・ 企業のESGの取組み、および、情報開示は二極化しており、機関投資家には投資先企業に対する働きかけの強化を期待する。